

○建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例

昭和四〇年七月一七日

仙台市条例第二一号

改正 昭和四五年一二月条例第三七号

平成四年三月条例第二九号

平成七年三月条例第二号

平成一八年一二月条例第七四号

令和元年一二月条例第三六号

令和七年一二月条例第四七号

(目的)

第一条 この条例は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号。以下「法」という。）に基づき、建築物における駐車施設の附置及び管理について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 駐車場整備地区等 商業地域（駐車場整備地区を除く。）内で市長が別に定める区域又は駐車場整備地区の区域をいう。
- 二 他の商業地域 商業地域のうち駐車場整備地区等を除いた区域をいう。
- 三 近隣商業地域等 近隣商業地域のうち駐車場整備地区を除いた区域又は法第二十条第二項の規定に基づき周辺地域内で条例で定める地区（次条において「周辺地区」という。）の区域をいう。

(平一八、一二・追加)

(周辺地区)

第三条 周辺地区は、駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域に接続する区域内において市長が別に定める区域とする。

(昭四五、一二・平四、三・改正、平一八、一二・旧第二条繰下・改正)

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第四条 別表第一(1)欄に掲げる区域内において、同表(2)欄に掲げる建築物を新築しようとする者は、同表(3)欄に定めるところにより算定される数値（駐車場整備地区等又は他の商業地域内における建築物で、同欄に掲げる用途の二以上の用途に供する部分を有するものにあつては、当該部分ごとにそれぞれ同欄に定めるところにより算定される数値を合計した数値（以下「算定数値」という。）をいい、算定数値に小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げる。）に相当する台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、建築物の延べ面積（駐車施設及び自転車等駐車施設（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第十一号の二に規定する自転車の駐車のための施設をいう。同表において同じ。）の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にお

ける屋外観覧席の部分の面積を含む。同表において同じ。)が六千平方メートルに満たない場合においては、算定数値に同表(4)欄に掲げる式により算定して得た係数を乗じて得た数値(小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げる。)に相当する台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定は、駐車場整備地区等又は他の商業地域内において、特定用途以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、適用しない。

(平四、三・全改、平一八、一二・旧第三条線下・改正、令元、一二・改正)

(大規模な事務所の特例)

第五条 事務所の用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超える建築物を新築しようとする者については、当該用途に供する部分の床面積の合計のうち、一万平方メートルを超え五万平方メートルまでの部分の面積にあつては〇・七を、五万平方メートルを超え十万平方メートルまでの部分の面積にあつては〇・六を、十万平方メートルを超える部分の面積にあつては〇・五をそれぞれ乗じて得た面積の合計に一万平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、前条第一項の規定を適用する。

(平四、三・全改、平一八、一二・旧第四条線下・改正)

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第六条 駐車場整備地区等の区域内において、別表第二(1)欄に掲げる建築物を新築しようとする者は、第四条第一項の規定により附置しなければならない駐車施設に加え、同表(2)欄に定めるところにより算定される数値を合計した数値(当該合計した数値に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。)に相当する台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により、荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

2 駐車場整備地区等の区域内において、別表第三(1)欄に掲げる建築物を新築しようとする者は、第四条第一項の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数のうち、同表(2)欄に定めるところにより算定される数値(小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げる。)に相当する台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(平一八、一二・追加、令七、一二・改正)

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第七条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の床面積の合計が増加することとなるものために法第二十条の二第一項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者(次項において「増築等をしようとする者」という。)は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において第四条及び第五条の規定により附置しなければならない駐車施設が有すべき駐車台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物

を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設が有すべき駐車台数を減じて得た台数（当該増築又は用途の変更をしようとする建築物に現に附置されている駐車施設が有している駐車台数が当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設が有すべき駐車台数を超えている場合は、当該減じて得た台数からその超えている駐車施設が有すべき駐車台数を減じて得た台数）以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。

2 増築等をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設が有すべき駐車台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において同条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設が有すべき駐車台数を減じて得た台数（当該増築又は用途の変更をしようとする建築物に現に附置されている荷さばきのための駐車施設が有している駐車台数が当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において同条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設が有すべき駐車台数を超えている場合は、当該減じて得た台数からその超えている荷さばきのための駐車施設が有すべき駐車台数を減じて得た台数）以上の自動車が駐車することができる規模を有する荷さばきのための駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。

（平四、三・全改、平一八、一二・旧第五条線下・改正、令七、一二・改正）

（建築物の敷地が二以上の区域にわたる場合）

第八条 建築物の敷地が駐車場整備地区等、他の商業地域、近隣商業地域等又はこれら以外の区域のいずれか二以上の区域にわたるときは、当該敷地に占める面積が最も大きい区域に当該建築物があるものとみなして、第四条から前条までの規定を適用する。

（平四、三・全改、平一八、一二・旧第六条線下・改正、令七、一二・改正）

（駐車施設の規模等）

第九条 第四条、第五条及び第七条第一項の規定により附置しなければならない駐車施設は、自動車の駐車の用に供する部分の規模を駐車台数一台につき幅二・三メートル以上、奥行き五メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の駐車施設については、自動車の駐車の用に供する部分のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める駐車台数以上に係る部分は、車椅子使用者のためのものとしなければならない。この場合において、その規模は、幅三・五メートル以上、奥行き六メートル以上、はり下の高さ二・三メートル以上としなければならない。

一 前項の駐車施設が有すべき駐車台数が二百台以下である場合 当該駐車台数に百分の二を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げる。）

二 前項の駐車施設が有すべき駐車台数が二百台を超える場合 当該駐車台数に百分の一を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げる。）に二を加えた台数

- 3 前二項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができると市長が認めるものについては、適用しない。
- 4 第六条及び第七条第二項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設は、自動車の駐車の用に供する部分の規模を駐車台数一台につき幅三メートル以上、奥行き七・七メートル以上、はり下の高さ三・二メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状況から市長がやむを得ないと認める場合は、駐車台数一台につき幅四メートル以上、奥行き六メートル以上、はり下の高さ三メートル以上とすることができる。
- 5 前項本文の駐車施設のうち第六条第二項及び第七条第二項の規定により附置しなければならないものについては、自動車の駐車の用に供する部分のうち当該駐車施設の駐車台数に〇・四を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。）に係る部分の規模を駐車台数一台につき幅二・五メートル以上、奥行き六メートル以上として、前項本文の規定を適用することができる。

（平四、三・改正、平一八、一二・旧第七条繰下・改正、令元、一二・令七、一二・改正）

（駐車施設の届出）

第十条 第四条から第七条までの規定により建築物又は建築物の敷地内に駐車施設を附置しようとする者は、あらかじめ、市長が定めるところにより、当該建築物及び当該駐車施設の位置、規模その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。その届け出られた事項を変更しようとする者も、同様とする。

- 2 第四条から第七条まで、第十二条第六項又は第十六条第六項の規定により附置された駐車施設（第十一条第一項（第十二条第七項及び第十六条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（令元、一二・追加、令七、一二・改正）

（建築物の敷地以外の場所に係る駐車施設の附置の特例）

第十一条 第四条から第七条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、市長の認定を受けて当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、あらかじめ、市長が別に定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。申請書に記載した事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

（平一八、一二・旧第八条繰下・改正、令元、一二・旧第十条繰下・改正）

（公共交通利用促進措置に係る駐車施設の附置の特例）

第十二条 市長は、駐車場整備地区等内において第四条、第五条又は第七条第一項の規定により駐車施設を附置すべき者で、公共交通機関の利用の促進に資する措置（以下この条及び第十六条において「公

公共交通利用促進措置」という。)を実施しようとするものに対し、当該公共交通利用促進措置の内容に応じ、市長が定めるところにより、その者がこれらの規定により附置しなければならない駐車施設が有すべき駐車台数を減ずることができる。ただし、当該建築物及び当該建築物の敷地(前条第一項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなされる駐車施設を設置し、又は設置しようとするときは、当該建築物及び当該建築物の敷地並びに当該駐車施設)の周辺の道路における安全かつ円滑な交通に支障を生じさせるおそれがあると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ、市長が定めるところにより、その実施しようとする公共交通利用促進措置の内容その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。その申請書に記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通利用促進措置を取りやめようとするときは、あらかじめ、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第二項の認定を受けた者は、市長が定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、第二項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。
  - 一 当該認定に係る公共交通利用促進措置の全部又は一部を実施しないとき
  - 二 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 6 第三項の規定による届出をし、又は前項の規定により認定を取り消された者は、第一項本文の規定により減じた駐車台数(当該届出又は当該認定の取消しに係る建築物又は建築物の敷地内に現に附置されている駐車施設の駐車台数が当該届出をし、又は当該認定が取り消される前において第四条又は第五条及び同項本文の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない駐車台数の下限を超えているときは、同項本文の規定により減じた駐車台数からその超えている駐車台数を減じて得た駐車台数)以上の自動車を駐車させることができる規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。
- 7 第九条第一項及び第三項、第十条第一項並びに前条の規定は、前項の規定により附置しなければならない駐車施設について準用する。この場合において、第九条第一項中「第四条、第五条及び第七条第一項の規定により附置しなければならない駐車施設」とあるのは「第十二条第六項の規定により附置しなければならない駐車施設」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十二条第七項において読み替えて準用する第一項」と、第十条第一項中「第四条から第七条まで」とあるのは「第十二条第六項」と、前条第一項中「第四条から第七条まで」とあるのは「次条第六項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第七項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

(令元、一二・追加、令七、一二・改正)

(適用除外)

第十三条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第四条から第七条までの規定は適用しない。

- 2 この条例の施行後、第二条第二項各号に掲げる区域以外の区域（以下この条において「規制外区域」という。）又は近隣商業地域等から新たに駐車場整備地区等となった区域内において、当該駐車場整備地区等となった日から起算して六月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第四条から第七条までの規定にかかわらず、当該駐車場整備地区等となる前の例による。
- 3 この条例の施行後、駐車場整備地区等、近隣商業地域等又は規制外区域から新たに他の商業地域となった区域内において、当該他の商業地域となった日から起算して六月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第四条、第五条及び第七条第一項の規定にかかわらず、当該他の商業地域となる前の例による。
- 4 この条例の施行後、規制外区域から新たに近隣商業地域等となった区域内において、当該近隣商業地域等となった日から起算して六月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第四条、第五条及び第七条第一項の規定にかかわらず、当該近隣商業地域等となる前の例による。

（平四、三・改正、平一八、一二・旧第九条繰下・改正、令元、一二・旧第十一条繰下）

（駐車施設の管理）

第十四条 第十条第二項の駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。

（令七、一二・全改）

（既存駐車施設の規模の特例）

第十五条 令和二年四月一日において現に存する第四条から第六条第一項まで及び第七条の規定により設置された駐車施設（第十一条第一項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。以下この条及び次条第一項において「既存駐車施設」という。）に係る建築物の所有者又は管理者（同日において現に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手している者を含む。次条第一項において同じ。）は、市長が定めるところにより、あらかじめ市長に届け出て、当該既存駐車施設の規模を当該建築物を新築したものとみなして第四条から第六条第一項までの規定を適用した場合に附置しなければならない駐車施設の規模とすることができる。

（令元、一二・追加、令七、一二・改正）

第十六条 市長は、駐車場整備地区等内の既存駐車施設に係る建築物の所有者又は管理者で公共交通利用促進措置を実施しようとするものに対し、当該公共交通利用促進措置の内容に応じ、市長が定めるところにより、その者が当該建築物を新築したものとみなして第四条又は第五条の規定を適用した場合に附置しなければならない駐車施設が有すべき駐車台数を減ずることができる。ただし、当該建築物及び当該建築物の敷地（第十一条第一項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなされる駐車施設を設置しているときは、当該建築物及び当該建築物の敷地並びに当該

駐車施設)の周辺の道路における安全かつ円滑な交通に支障を生じさせるおそれがあると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ、市長が定めるところにより、その実施しようとする公共交通利用促進措置の内容その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。その申請書に記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通利用促進措置を取りやめようとするときは、あらかじめ、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第二項の認定を受けた者は、市長が定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、第二項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。
  - 一 当該認定に係る公共交通利用促進措置の全部又は一部を実施しないとき
  - 二 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- 6 第三項の規定による届出をし、又は前項の規定により認定を取り消された者は、第一項本文の規定により減じた駐車台数(当該届出又は当該認定の取消しに係る建築物又は建築物の敷地内に現に附置されている駐車施設の駐車台数が当該届出をし、又は当該認定が取り消される前において第四条又は第五条及び同項本文の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない駐車台数の下限を超えているときは、同項本文の規定により減じた駐車台数からその超えている駐車台数を減じて得た駐車台数)以上の自動車を駐車させることができる規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。
- 7 第九条第一項及び第三項、第十条第一項並びに第十一条の規定は、前項の規定により附置しなければならない駐車施設について準用する。この場合において、第九条第一項中「第四条、第五条及び第七条第一項の規定により附置しなければならない駐車施設」とあるのは「第十六条第六項の規定により附置しなければならない駐車施設」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十六条第七項において読み替えて準用する第一項」と、第十条第一項及び第十一条第一項中「第四条から第七条まで」とあるのは「第十六条第六項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第十六条第七項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

(令元、一二・追加、令七、一二・改正)

(立入検査)

第十七条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平一八、一二・旧第十一条繰下、令元、一二・旧第十三条繰下)

(措置命令)

第十八条 市長は、第四条から第七条まで、第九条第一項（第十二条第七項及び第十六条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第二項、同条第三項（第十二条第七項及び第十六条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第四項、第十二条第六項、第十四条又は第十六条第六項の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、措置命令書により行うものとする。

(平七、三・改正、平一八、一二・旧第十二条繰下・改正、令元、一二・旧第十四条繰下・改正)

(罰則)

第十九条 前条第一項の規定による市長の命令に従わなかった者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

3 第十一条第二項（第十二条第七項及び第十六条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二条第二項若しくは第十六条第二項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者は、十万円以下の罰金に処する。

(平四、三・改正、平一八、一二・旧第十三条繰下・改正、令元、一二・旧第十五条繰下・改正)

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。

(平一八、一二・旧第十四条繰下、令元、一二・旧第十六条繰下)

(委任)

第二十一条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(平一八、一二・旧第十五条繰下、令元、一二・旧第十七条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭四五、一二・改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平四、三・改正）

(施行期日)

1 この条例は、平成四年十月一日から施行する。ただし、第十三条第一項及び第二項の改正規定は、平成四年五月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手している者が設けなければならない駐車施設については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成四年五月一日前にした行為に対する改正後の第十三条第一項及び第二項に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する改正後の第十三条第三項に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平七、三・改正）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平一八、一二・改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手している者が設けなければならない駐車施設については、改正後の建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令元、一二・改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令七、一二・改正）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手している者が当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない駐車施設については、この条例の施行の日以後当該工事が完了するまでの間は、この条例による改正後の建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一（第四条関係）

（平18、12・全改，令元，12・令7，12・改正）

(1)	(2)	(3)	(4)
駐車場整備地区等	特定用途（共同住宅の用途を除く。）に供す	百貨店その他の店舗又は事務所（以下「百貨店等」という。）	1－ (B/A) A=6,000× ((2)欄に定めるところに

	<p>る部分の床面積の合計と、共同住宅の用途又は非特定用途に供する部分の床面積の合計に3分の2を乗じて得た面積との合計が2,000平方メートルを超える建築物</p>	<p>貨店等」という。)の用途に供する部分の床面積の合計を350平方メートルで除して得た数値</p> <p>特定用途(百貨店等及び共同住宅の用途を除く。)に供する部分の床面積の合計を550平方メートルで除して得た数値</p> <p>共同住宅の用途又は非特定用途に供する部分の床面積の合計を900平方メートルで除して得た数値</p>	<p>より算定される面積) - 2,000 × (建築物の延べ面積)</p> <p><math>B = 2,000 \times (6,000 - (\text{建築物の延べ面積}))</math></p>
他の商業地域	<p>特定用途(共同住宅の用途を除く。)に供する部分の床面積の合計と、共同住宅の用途又は非特定用途に供する部分の床面積の合計に4分の3を乗じて得た面積との合計が1,500平方メートルを超える建築物</p>	<p>百貨店等の用途に供する部分の床面積の合計を200平方メートルで除して得た数値</p> <p>特定用途(百貨店等及び共同住宅の用途を除く。)に供する部分の床面積の合計を250平方メートルで除して得た数値</p> <p>共同住宅の用途又は非特定用途に供する部分の床面積の合計を450平方メートルで除して得た数値</p>	<p><math>1 - (B/A)</math></p> <p><math>A = 6,000 \times ((2)\text{欄に定めるところにより算定される面積}) - 1,500 \times (\text{建築物の延べ面積})</math></p> <p><math>B = 1,500 \times (6,000 - (\text{建築物の延べ面積}))</math></p>
近隣商業地域等	<p>特定用途(共同住宅の用途を除く。)に供す</p>	<p>特定用途(共同住宅の用途を除く。)に供す</p>	<p><math>1 - ((6,000 - (\text{建築物の延べ面積})) / (2 \times (\text{建築物の延べ面積})))</math></p>

	る部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超える建築物	る部分の床面積の合計を250平方メートルで除して得た数値	
--	-------------------------------	------------------------------	--

備考

- (2)欄及び(3)欄に掲げる特定用途（共同住宅の用途を除く。）に供する部分の床面積並びに(3)欄に掲げる特定用途（百貨店等及び共同住宅の用途を除く。）に供する部分の床面積は、観覧場における屋外観覧席の部分の面積を含む。
- (2)欄及び(3)欄に掲げる非特定用途に供する部分の床面積は、駐車施設及び自転車等駐車施設の用途に供する部分の床面積を除く。

別表第二（第六条関係）

（平18，12・追加，令7，12・改正）

(1)	(2)
飲食店又は百貨店その他の店舗（以下「飲食店等」という。）の用途に供する部分の床面積の合計と、特定用途（飲食店等及び共同住宅の用途を除く。）に供する部分の床面積の合計に95分の45を乗じて得た面積との合計が4,500平方メートルを超える建築物	飲食店等の用途に供する部分の床面積の合計を4,500平方メートルで除して得た数値 特定用途（飲食店等及び共同住宅の用途を除く。）に供する部分の床面積の合計を9,500平方メートルで除して得た数値

備考 (1)欄及び(2)欄に掲げる特定用途（飲食店等及び共同住宅の用途を除く。）に供する部分の床面積は、観覧場における屋外観覧席の部分の面積を含む。

別表第三（第六関係）

（令7，12・追加）

(1)	(2)
共同住宅の用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超え、かつ、共同住宅の用途に供する部分の戸数が50戸以上の建築物	共同住宅の用途に供する部分の戸数を100戸で除して得た数値

備考 共同住宅の用途に供する部分の戸数が400戸を超える建築物については、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800戸までの部分の戸数に0.5を、800戸を超える部分の戸数に0.25をそれぞれ乗じて得たものの合計に400戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、(2)欄の規定を適用する。